揭扇志

和装本
チ g
3146

千 9
連
3146

海城
清白

搨扇志序

古曰工執藝事以師之
而以己也之支搨扇
一名搨扇亦之南度
之而以把玩而以指揮
而以搨畫而以拂收
納而以代束帛而
田萬家之生業
而一日無此而已

五本法華経 精写無比海
外志孫賞玩 永安之地
可立永久 所一
建一二伝中 霧白野
孫以明子孫而謂 必尋
手重而已
寛政癸丑 正月中澣
西邨茂世 [illegible]

扇記

いにしへ 華帝 扇く 視聴 ありし
ならで 前扇 なり 面 り 乞扇の
如 やう 傳 り 漢 世 は 公 た
文 て 用 い 紙 と 魏 晉 り て
素 興 れ る 半 紙 る れ
と 文 殷 高 の 御 時 雅 尾 扇 り
し 年 今 経 ん う 乞 等 園 扇
れ 更 て 後 方 扇 て 用 り
問 毛 扇 相 扇 年 扇 蒲 葵 扇 竹 扇 板
扇 の 紙 る 紙 る 紙 扇 よ り 紙 つ た
る 不 意
望 朋 よ り と 変 八 絵 と 絵 紙

ふるくよりこれあるにや 浙和の巻子(まきもの)に
よくみゆるなれども世にひろくもちゐられしは
るは羊(かう)扇なりしとなり されどもおこりは
されし事とおもはるべし 檳榔(びんらう)扇なりて
ほどなく見ならふにやありて 扇は唐
とは又其ころよりやけいまだあそぶに
ちかき扇は流用なりしかれ共 事にはかりて文し
あまりや蒲葵(かき)扇の如き 晋書(しんじょ)にみ
へて見るに 檳榔(びらう)团扇なり 此扇式は
ま其用みえずして [illegible] 用
ちかつらんも今も世にまれなりし
蒲葵(がまかさ)扇は [illegible] 蒲葵(かき)扇となりしや
蒲(がま)を以て作るもの 緒絹(ちぎぬ)の [illegible]

ひろく用ひられけるにや 角にして [illegible]
きこえり 南蛮よりの [illegible] 製(せい)よ
くて羽の扇をさし [illegible] 板扇は今
の世に [illegible] 竹扇の緒絹の枝扇
せしや [illegible] 竹扇は [illegible]
蒲扇の如く作り唐土にては今も [illegible]
用ひしと言ふ 和国にてもこれを用ひけるや
画には [illegible] 团扇
蒲扇のおこりは蒲葵扇なり [illegible]
きし見て团扇の製法 [illegible]
出入君懐中 藏月入懐中 [illegible]
[illegible]
して团扇 [illegible]

あけてかうくわんの
いうしんを書つぬ
とき擂墨龍乃起
六雲一せつ
ふきうしかりぬ

よこあれ服装服をもて礼服の時すべ
き法なれども稜角深き事の格服なれ
ども猶のうちなれども童服のわ
ざとふさはしからず男女貴賤
どの事なりて物ぐさ物
まねと今ふ俗人なりとて紙衣
なりとも紙衣なりとて
ちゃうもの書りの摺墨服の服
ちゃうもの通絽羽織紋付羽織
入麻服などなる日は陸奥気人の物
真服ふうこれ物なる田舎物海
と云と見てさてさて六朝八製ちゃん
う是今の真服なり

守親のゆすし人摺扇を作りて見しに
後ひし始いつまえ乃御代やらん文すも
みえ侍らぬ事とうけ給はる
神功皇后三韓をせめ給ひしころ
異国扇紙の扇紫は博多より漆にて
扇を作りて奉り侍るといへども其つくり
給ふ人もも事後さらずされ共記
据ゑとしのちし今は都扇と云ふ義
解り扇は團扇なりとるへは檜扇摺扇
扇よりもさきに後に出来るとし
されは当時すそにらいかくれしもの
おさされむりしのなし志ろうをし
中比よりは扇は御好ありて本骨

御骨深なり或は大骨よりも四本とり紙を
使ふとて出る也すなわち彫骨紙乃色
要なとも紙ゑらしいくらも事なん作り
然るはこれ故実あるとしめさせらる然るを
後さる事を書つくとてつくさも考きされは
こりと略せり
御扇と申すはあまりもあらしもや永
享の比より人まゐりし死をも此の御絵
ものるへる月毎は海より出し見て調
しある事にて常は善紅の御末広
通の中にいつさる事は御やらぬとまぬ
下されは扇も末広なり今も諸侯に賜
書とくりて御影は絵ともまかり一本の御

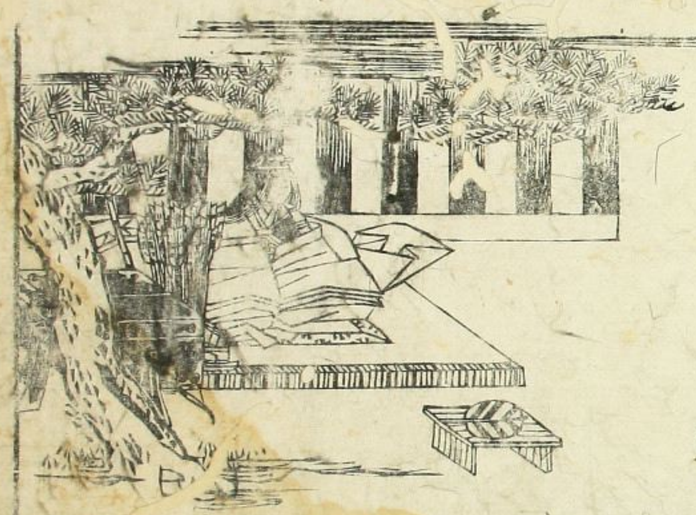

武内の宿禰
扇にまうる

とぐるとて神事をまもりて極上紙にて
ちりをはらひ文月の御いとゝ乃長
清きつゝみ物にて
とて十本貯へて扇の骨とぬりて
・地紙り金ぢいまて
まじぐらの深氏絵師へ
いつかまて宝ゝ
よい夏秋の事ふてう毎つゝあと絵よ
うなり中ゝ御扇もちられ
ぬりぬりしぬる
地紙へ
ふくなり

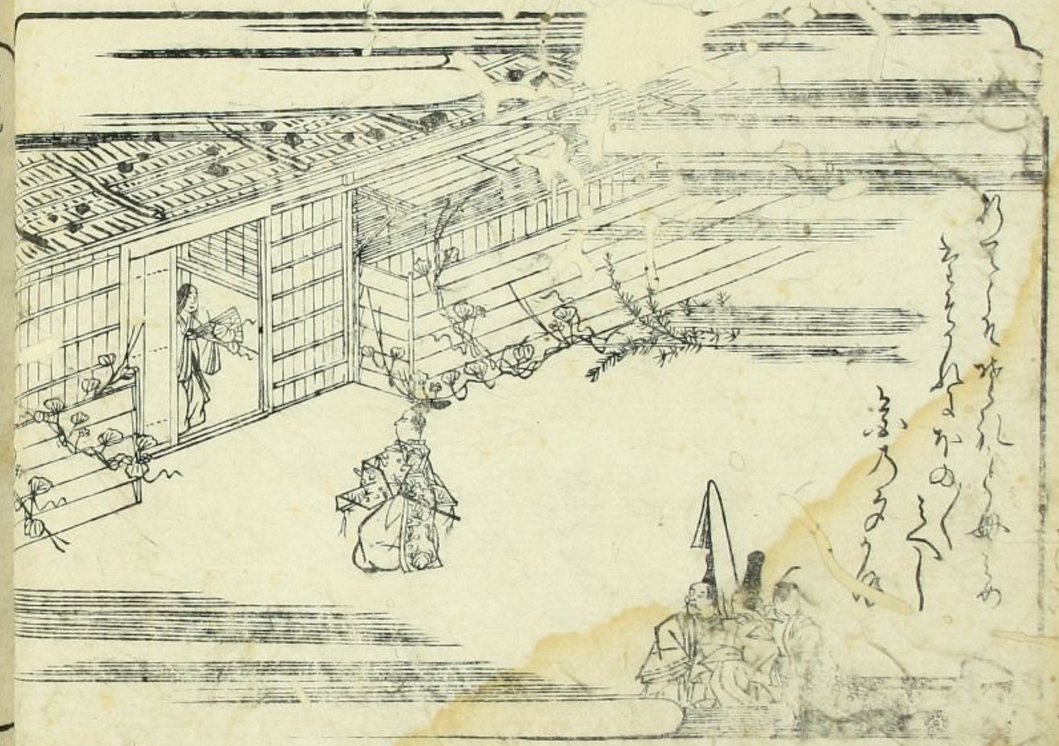

涼閑中に見ひらき、しつ扇を遣さしは
ゆ乃艶なる扇り地ぐミ白花田ふ
ぬ杉葉交ゆりうまのうち丸畳
もゆりうしもや
換歌遠後引書の扇ひらかのき
ひつる紙を西行葉ゆり見文沙
地紙を竹の二畳ともうしもや
雲鶴 扇を舞鄭波沖南和さん
如おゆ一ひ丸畳ま赤ゆり絵
ひつ丸ゆとうりを四人櫻を柳紅ふ
重ゆりうしなんてゆ人まゆゆり絵
らぬうしゆや音乃舞もゆりうしゆ大絵
十畳うそ遣さう竹ゆうゆ畳

[illegible]
[illegible]紙に書て[illegible]
出[illegible]裏に銀地に金のぬりあり
大[illegible]すし[illegible]能てこれ[illegible]
この御[illegible]と詩[illegible]
[illegible]
御[illegible]神乃御[illegible]用ゆるわ[illegible]
[illegible]なれ[illegible]
て外[illegible]内言[illegible]
[illegible]
紙[illegible]
[illegible]年の加[illegible]
てこ[illegible]

[illegible]
御武家方書[illegible]
[illegible]
廣中[illegible]
武[illegible]
[illegible]
陣[illegible]陽[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]軍師[illegible]
[illegible]脇[illegible]
[illegible]
[illegible]

洲宮乃軍扇は事記に紛の書もあれ
事にや扇は製作ものならん志らし紙は
上に似しありまゝ蠟引に骨しなり
軍扇は何の法何人の定めるを知らず故
其の家々に其家々のありしにもあらん
これも傳りしは古乃法にあるべからず
まづ示しおくなり

三十三間堂の矢数なるときは長し
白紙に日乃丸を畫き表には矢をさす
し其外は文香は扇は今も絶なり

能の扇　末廣　中啓　雲扇　射扇
蝙蝠　蒲葵　繡羅　粧女　紙記　絵盡

文亊し　宮女　三要可見　枚多し

能楽流にも用ひし帯乃地をしらず
其外は其流しあるべし

往昔の扇は衣世に用ひし事を求むる
宮生は皆其家のものし故に用ひしなり
今剛は観世にはならし　金春は丸に
御家流は三つ巴にて其の紋をも
又ゞ書き落雁に射るに揉絵ある
なり

松の方は数波文のみを用ふ　紫
唐と同じ帝の舞扇も絵にしやこの
あり妓女の舞扇は更に是なり青
きし定めなし

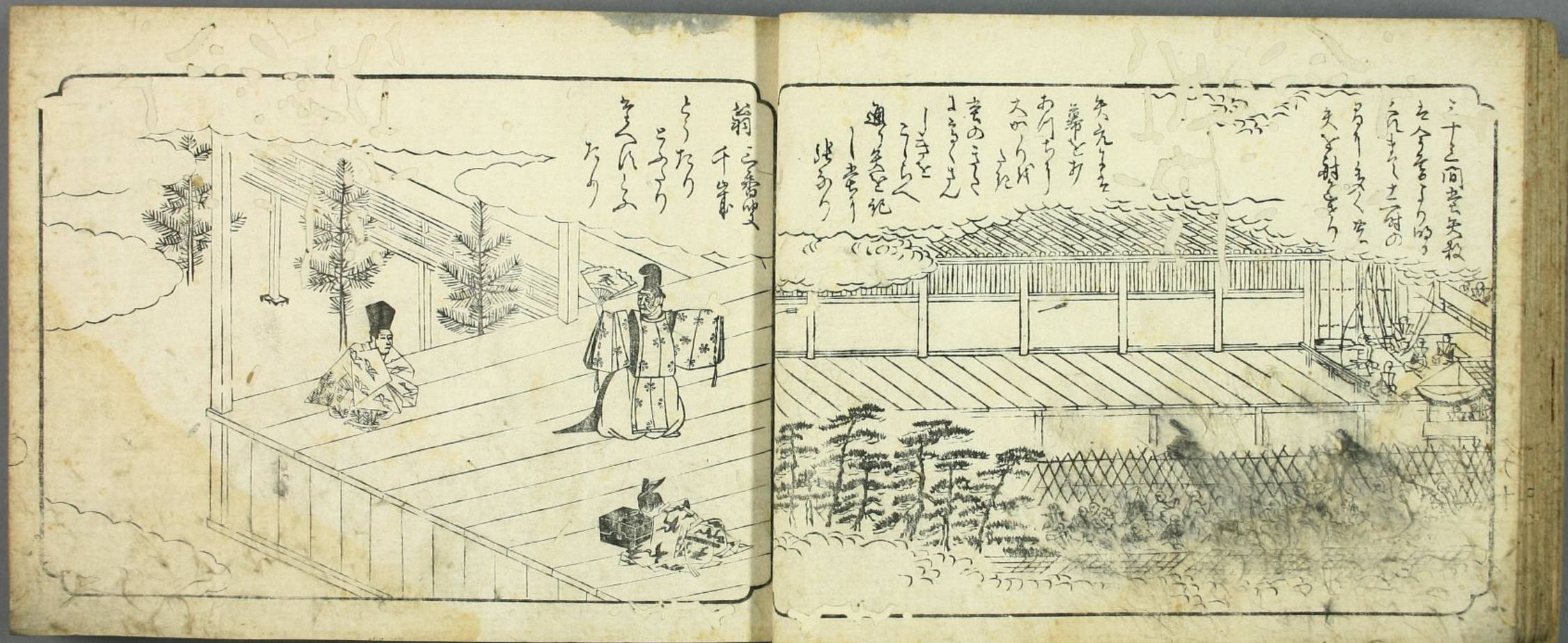

今世ふかきくに用ゆる所なれども
十五貫めより要あり或人此家に
大広間なれば障子をかゝらず其製作
かなり九間を長八尺巾を要めけて
新しき八紙にて貼り大略今の
障子のごとくなれども紙なし
らんかに十二間をつゝぎて折もせずに
紙をまけて貼りとしへつる事也天
竺より渡りしんかの法なるべし事
と云へども日本にいまだ行はれず
いまだ紙を細なるより貼紙さし
入るべき産出なれば
ふしんかもきまり所なる十二間貼

実家廃絶しかんかの門あれども業入て
業絶せしかれども拾ひ出せしもの
今に唐物代中に尺ばらくて川原
てすべきあり多あれども
乃ち別に
和名抄にもいまだ人の廃今絶金也
まうつて永楽乃始和名抄より廃絶
御しらあり実に珍重
乃製中に紙一やうにかゝり
貴しと廃にふれたるとやせんか
唱へし
山線坊つゝ今世家無世ゝ
あり新書天宇といふ物ふ乃唐紙

一種ありけり中ごろ製する扇と呼ぶ
色の扇とそなりてくるくるとうち海岸
ちゝ前よりあり如来無の大極殿に
河上人と云数寺敷置の奥方流り
ゆゑたるかりけれ引結ひまこと色
小麦ちゝ扇物有りうれてこと
皆ありて扇を製よりあり初貫阿
黄朝より作る也彩色制製有て生一
房世佛と云ふ上代世と云さまいか
うれしありみけうあり扇と作りて
社寛阿弥が祈りて持せ給ひ
はせれ病給ふうちかり寄
代て扇を製するもあり貴顕扇と

今世人多く扱ふ扇合農
風流よりて一種扇と製しあり
数扇のくくるくるる製也雪添紙
八重ひくくあぐ口形ふあさ先扇
ゆゑ製也所名別名別体好法
あと貫てくてくあり紙好ふ
扇ちゝ開けば二つ分れてくる
ゆゑ一枚くくるあり三ませり
扇と呼くし紙かたく筆く製紙
換して四人安のくて極ひくる紙
うくあくあり製紙の扇加賀
扇い世ちゝくくし尾張ちゝ通ちゝ義 加
解 琉球の扇とくくし紙おくり

ふるきさいくなりと云ハ九州筑後筑紫は
らを扇と称出せり唐土朝鮮は扇を
白扇諸扇乃形ふ多くしられ唐扇乃
たくみなり
唐朝の合歓扇は古へより組對馬を
よび来れ遣り始めしを世に知れ御方
よりも胃の袋を貴ぜんと給ひて合
歓扇の名をかしるしてより日く月く
ふ世にもはやり出せるなりけるに
いとめでたし
西土は合歓扇は漢の御代より班婕妤
といふ官女
帝は此扇なれば詠

扇を作らせ紈扇の詩を書て其の心
かよう御嫉妬としたまひあれハ是や
合歓扇とも名付られたり
宋の御代に扇を業とせし民あり但し
民乃其の代愛と願ておもふらんと情
みくらふる志ありて終に五十銭へし
せくに記されて後の世に扇師の始めとも文
の意ふかうれいあらんと思ひ行きて
扇というもの多くもてはやし
とて欲し出し東坡王の絵を扇に絵がり
し扇は都ひとしく此図ある扇をもつ
者あらんと待と見るにそれも沢山と
くさまつくにてまたいとめて乞求め

西条彩雲寺の中小て

むかし天智天皇の御代に丹後の国竹野郡に浦嶋の子と名ふ隱れなき人ありけり
彼浦嶋の子の家は代々漁をなりわひとして年ごろ月日を送りける
或時吉ふりて来たりしかば
子をもとめ一日だにかれがりなれば
人々事慶の色を顯はしてよろこ
帝御ゝのあまり豊かなる宮ゐ
(ゆゑ)を宿い辞して故郷に入りぬ
九月の紅葉の木ぬれに交りて
また化粧の中将未知らぬつけま
しまゆゑん物ゝあやうきまで見ゆる
ことをかなり扇と呼る長生の人の
ひとりとなれるとぞ

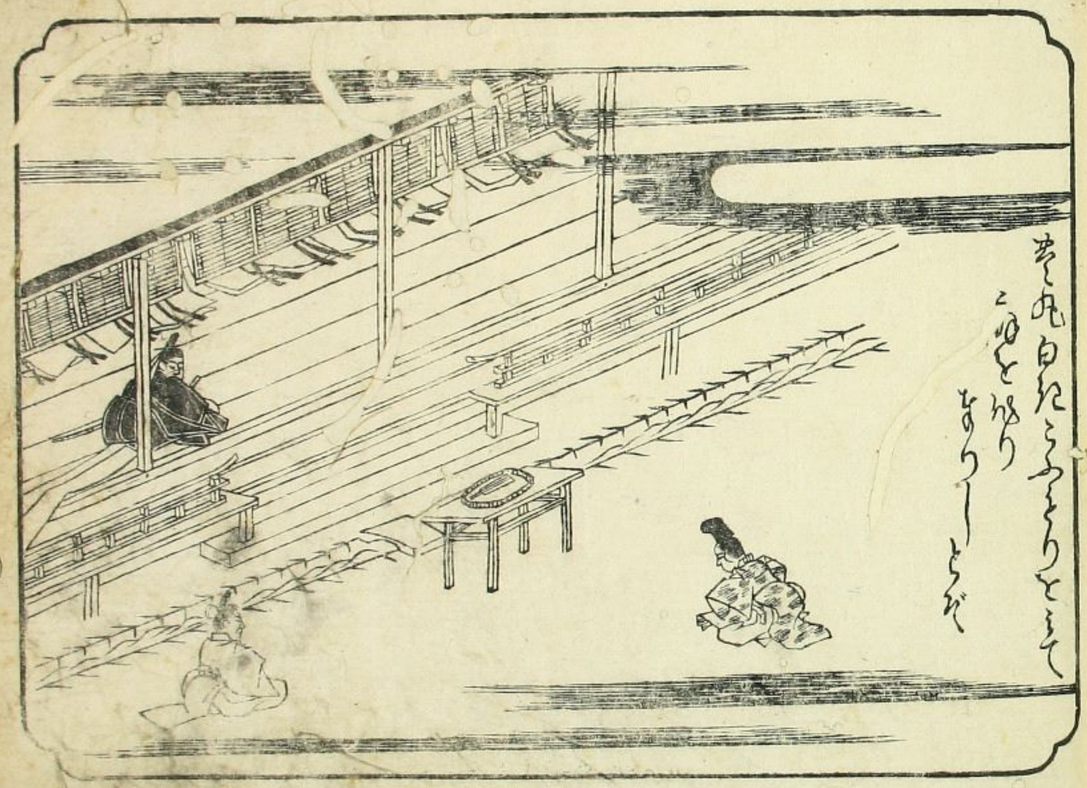

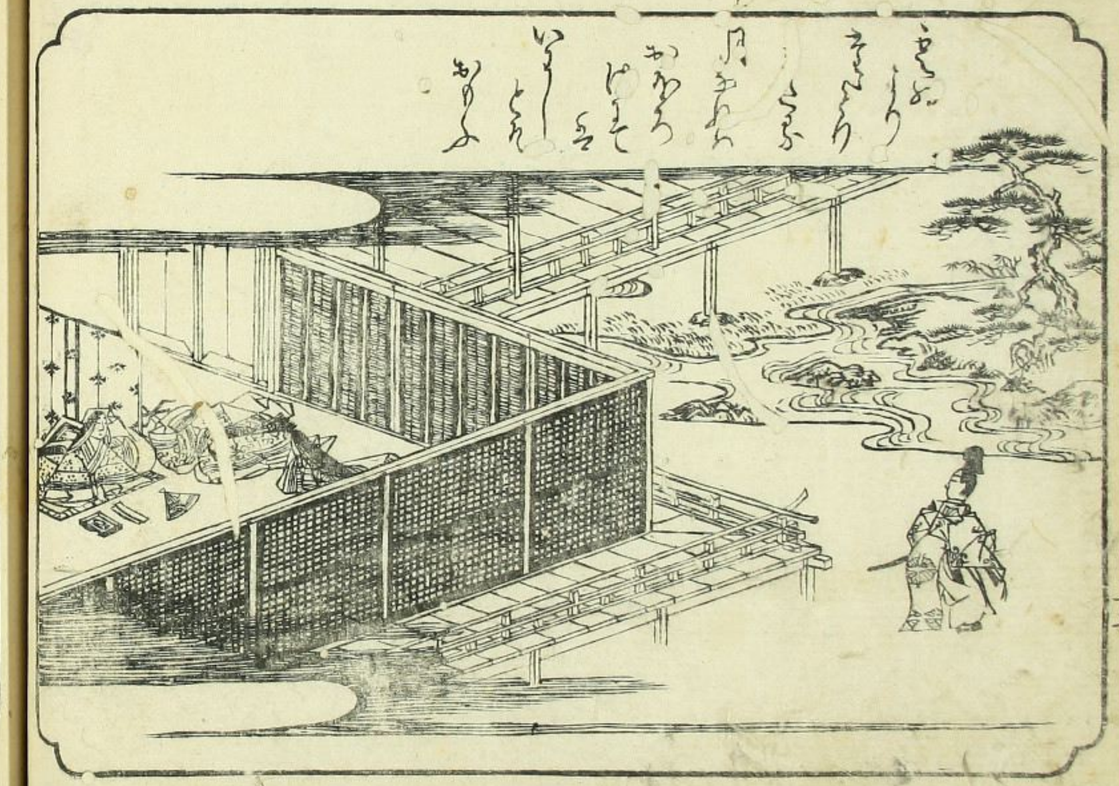

西海にて平家扇の的をうちしかば
なびく人かりとる白ちやう扇の
しるしを射ちらしてとゝ
ゝにて白地の扇をおもしき事
なりしかハ御ゑの乃ふ
白地乃扇にて
豊後云扇御ゑ乃ふ
波の月ぞすみ
月ぞすみ
ゑにて

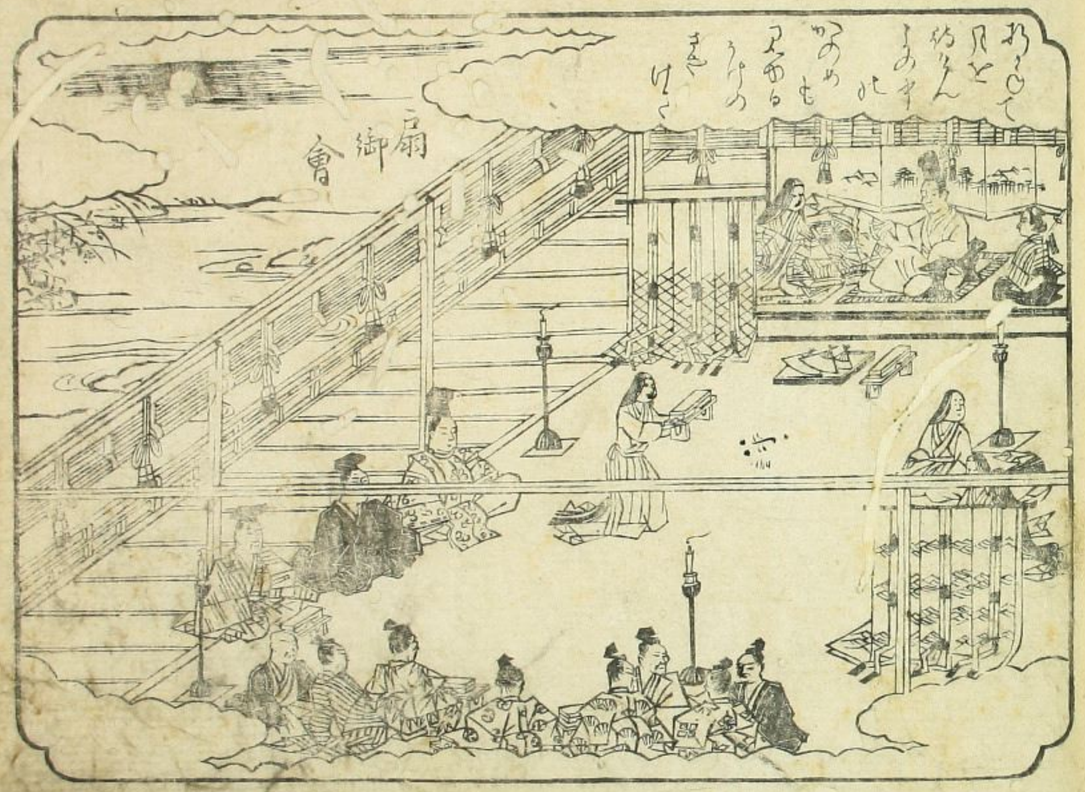
扇御會

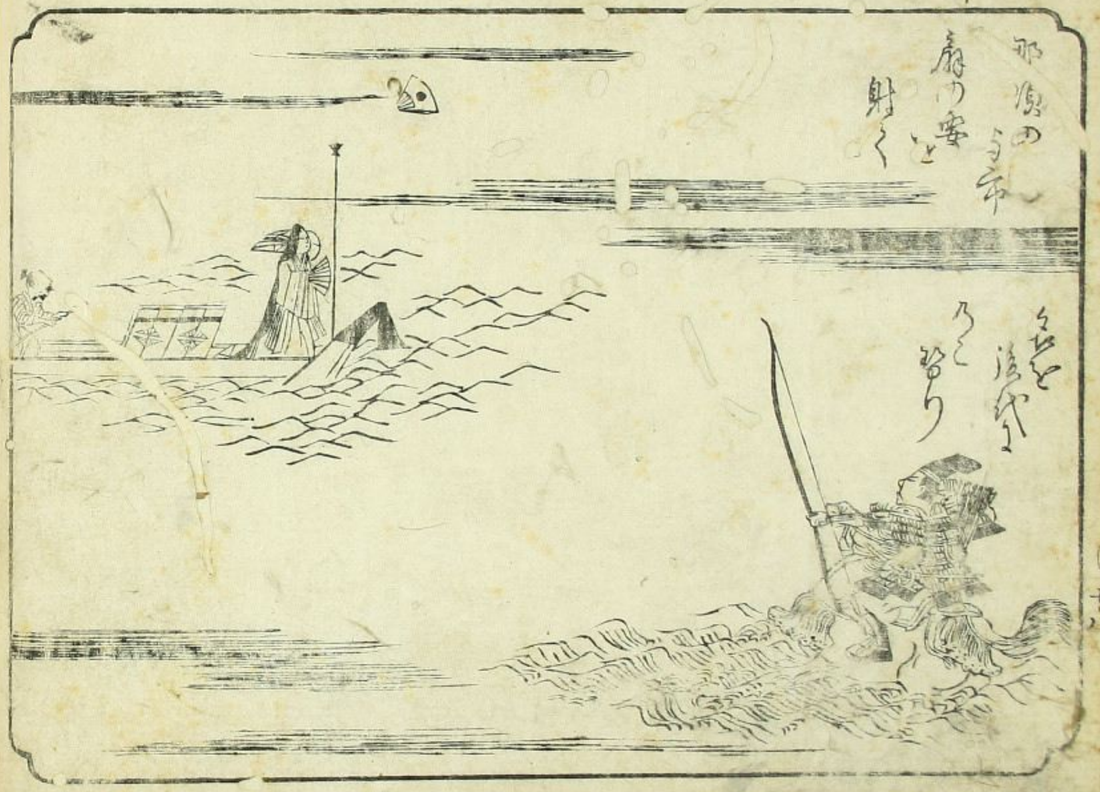
那須四郎
扇の要を
射る

扨扇乃濫觴ハもろこしにハ舜帝始て
此ある元三の頃武より起りしとかや文節
こよみに紙扇ありて事なりし末なり
ちかの氏御なるより起りし此物（いづ）の頃にや此後
なにし物まつるおのゝ事もありてかのあふぎなるといひ
嬉始民百姓共続といふ八神仏を祭し
礼をとゝのへ奉るも又ゆるしの扇ハ五常を
佛のこと夢ありて其ちかひ仏もしみよりて
扨ありて扇とりそへてもろこしに限らし
又ふるきものに中々といふ事も有るより夏
此わけも後くまで上るわれ紙扇にて
扨て源（すき）に毎の風そ内容と骨まて
用そ初めなり

扇ハ禮器也されとも先人の誌にもいへり
くハ夏のあはれはせまでかくしてあまり
なりけれバはじめは扇をあふぎと弁
こゝろへし
月清集のうち　中務（なかつかさ）の哥に
君をまつ夜の松の風にハ
なかぬ草をわするゝにいふ
是ら扇は古の風なりとそれゆゑか見しや
扇外に扇より奇数とみえし家ょ志
あなたいよ要あるハかの目か度調法乃
もの也とのたまひかしやん
扇ハあの新きめでたる
いふをかしこし先をいさしみや

やけるをおとおろし此うら此葉とをとら
ふとをとしてはとをとをとしてはとをとを
めをあをとをとしてはとをとをとをとをこの
道のうへをとをとをとをとをとをとをとをゆ
をとをとをとをとをとをとをとをとをとをとを
於うをとをとをとをとをとをとをとをとをとを
わをとをとをとをとをとをとをとをとをとをを
兒女の爲をとをとをとをとをとをとをとをとを
をとをとをとをとをとをとをとをとをとをとを
をとをとをとをとをとをとをとをとをとをとを
をとをとをとをとをとをとをとをとをとをとを
をとをとをとをとをとをとをとをとをとをとを

寛政四年五月

源義忠識

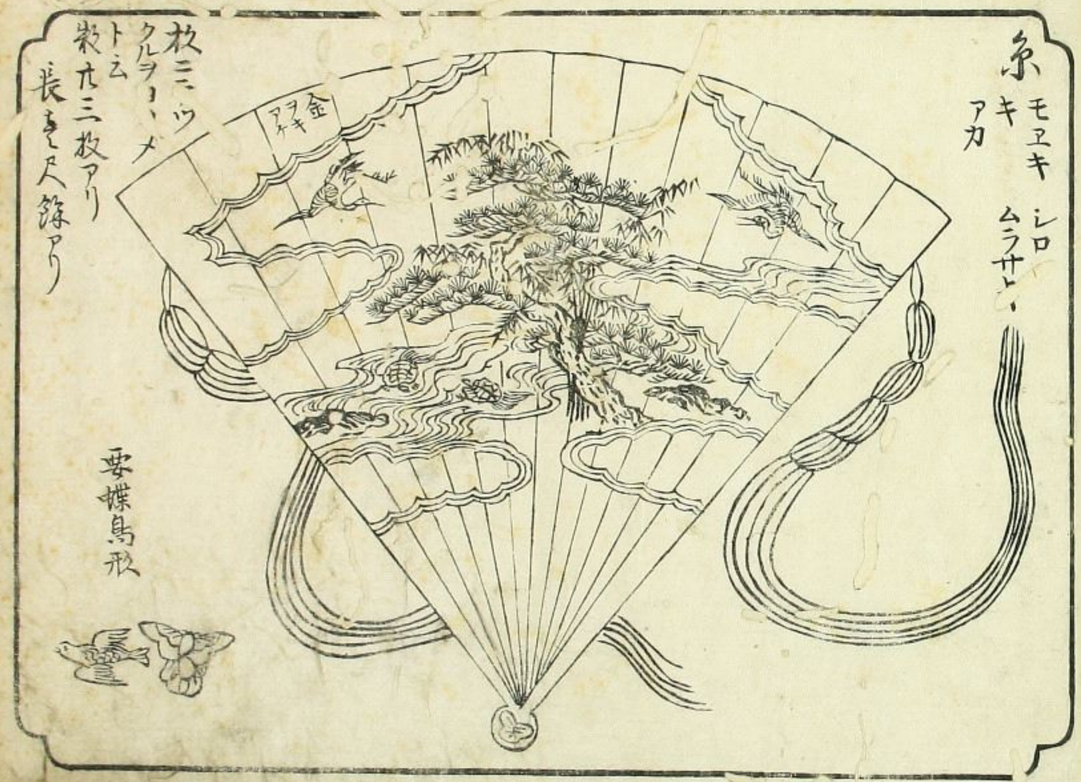

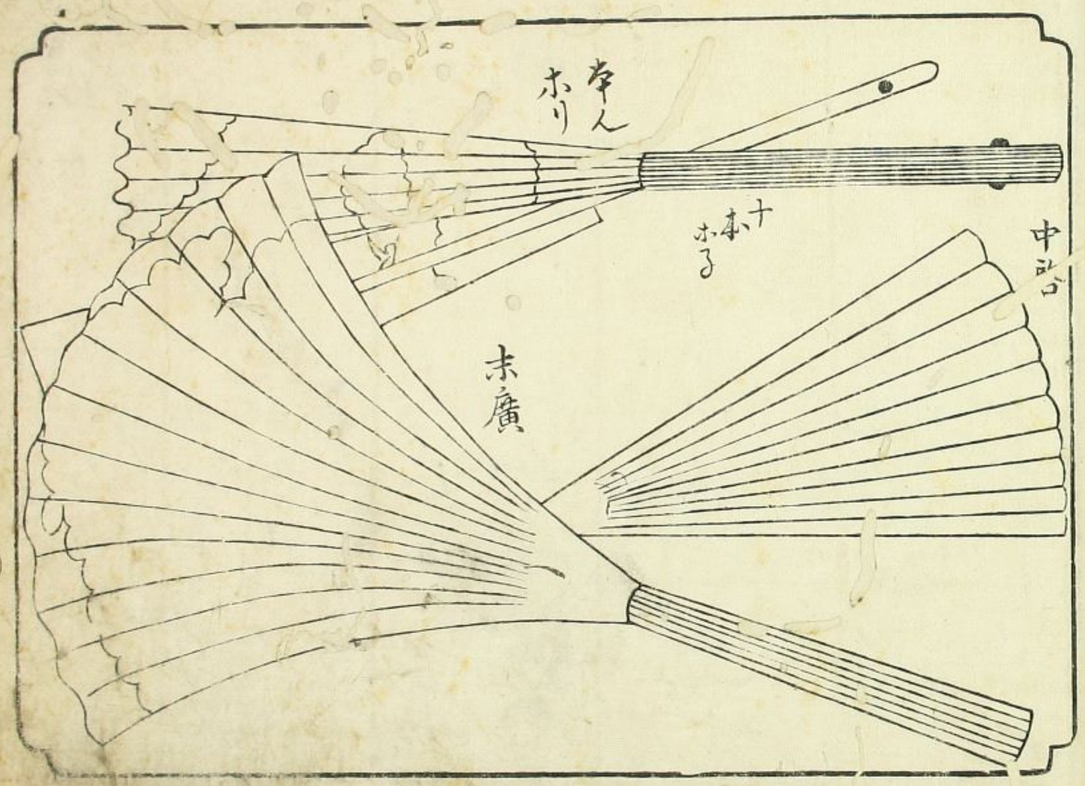
中略
十本ほる
末廣

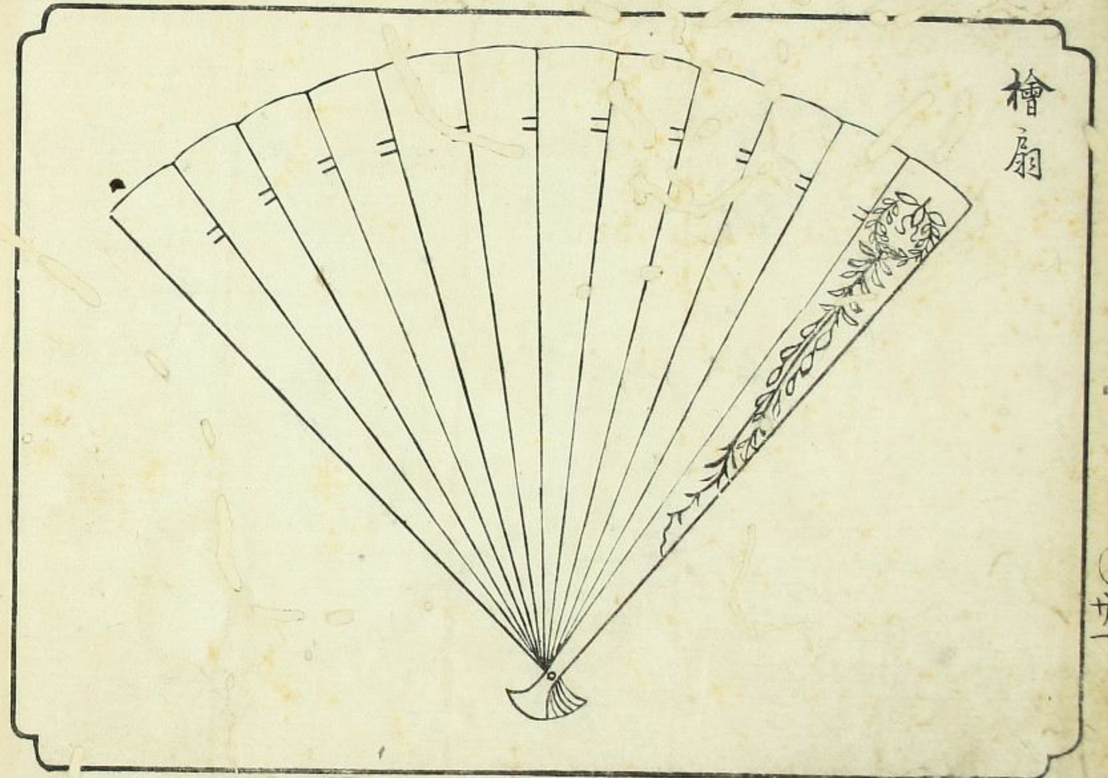
檜扇

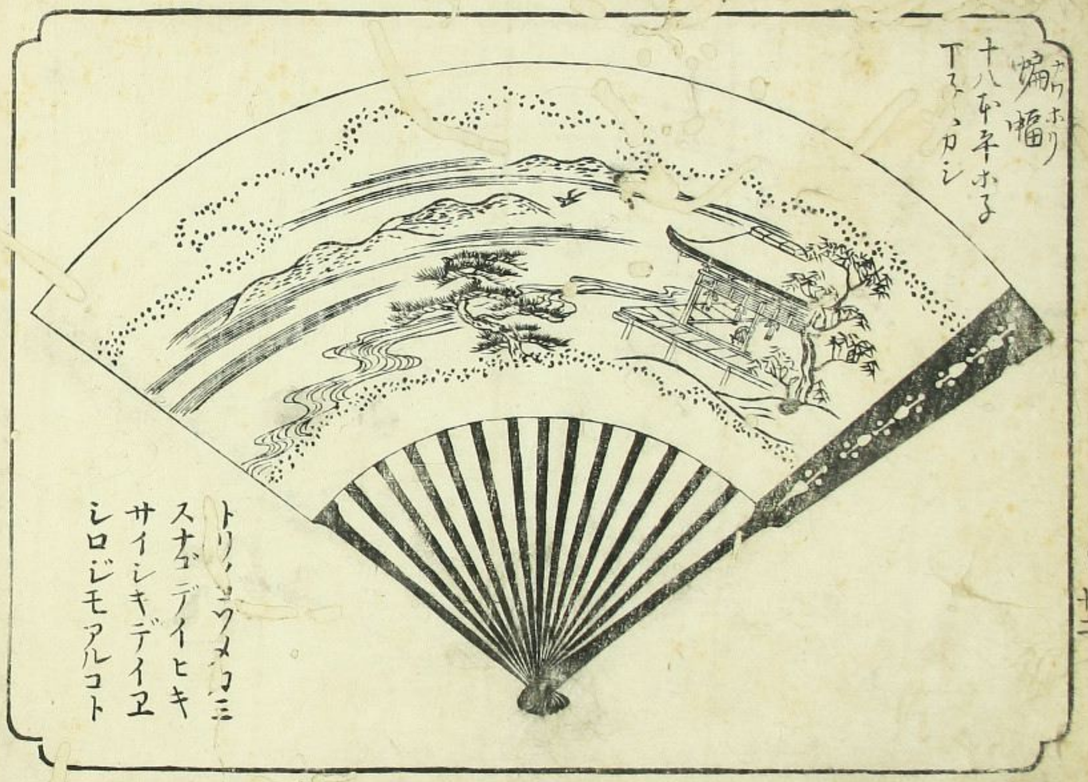

ふり幅
十八ヲ半ホヨリ
下ヘ ハカシ

トリノ ミツメコ三
スナゴデイヒキ
サイレキデイヒ又
シロジモアルコト

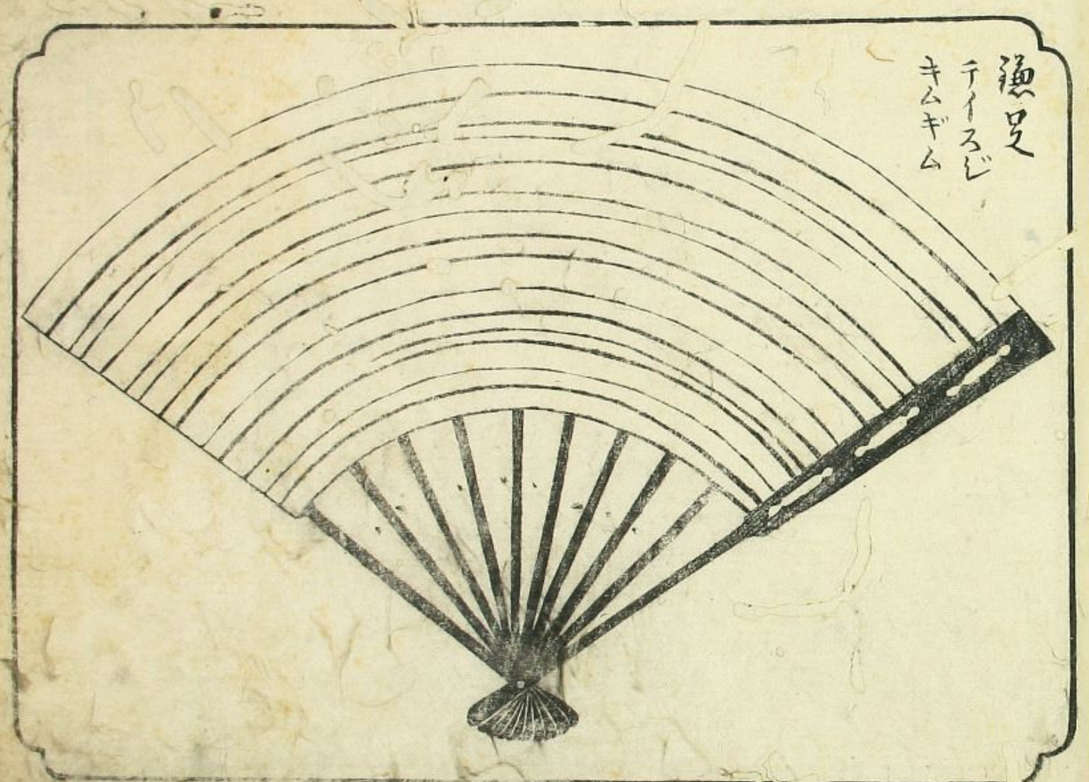

漁足
テイスジ
キムギム

鞠扇
蒔絵所紋付
花ゴヨウ模形
雛遊様式
廿三

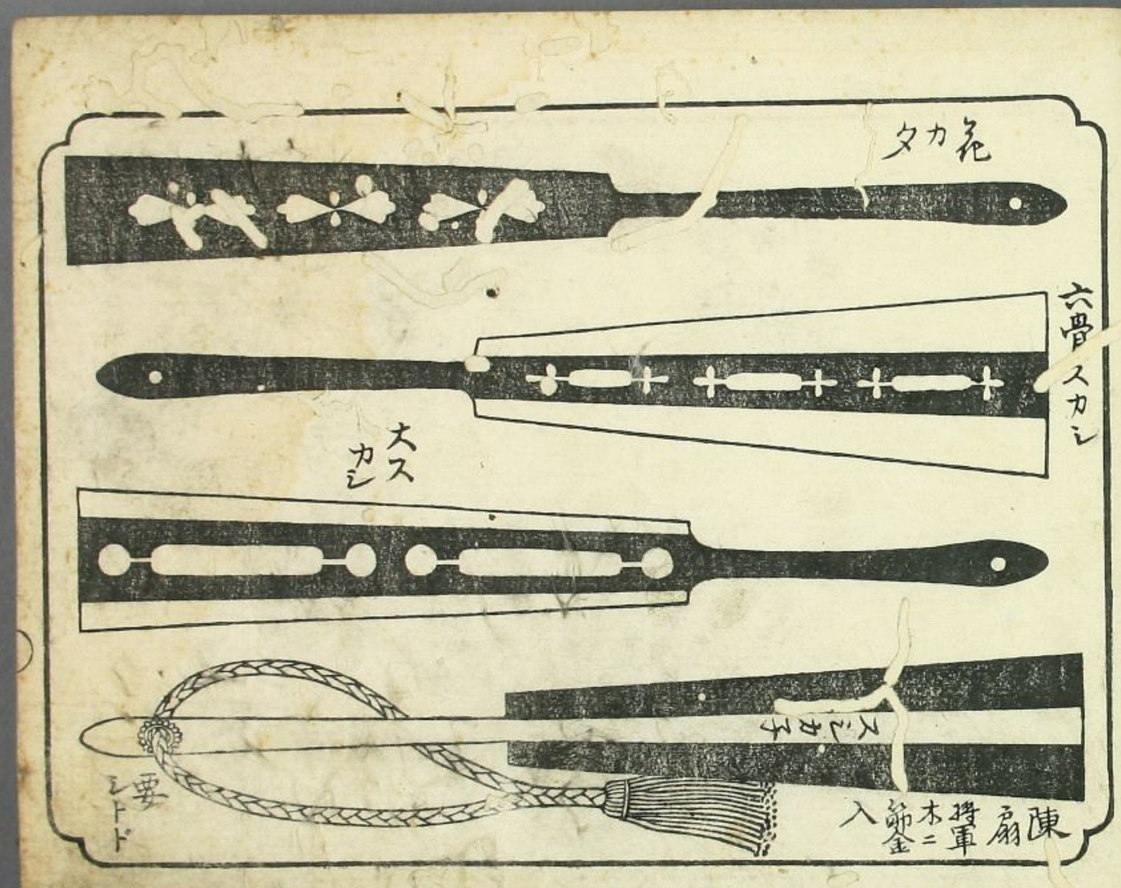
花カタ
六曽スカシ
大スカシ
ヌさかさ
要ヒトド
陣扇
将軍ホニ
金紋
入

脇能
菊
地金サイレキ
ツコンシヨウニイモム
ヲキナト同シ
終雇
九ハ紅井
ツヘハコンジヨウ
葛
地金サイレキツヘベニ
デイモム

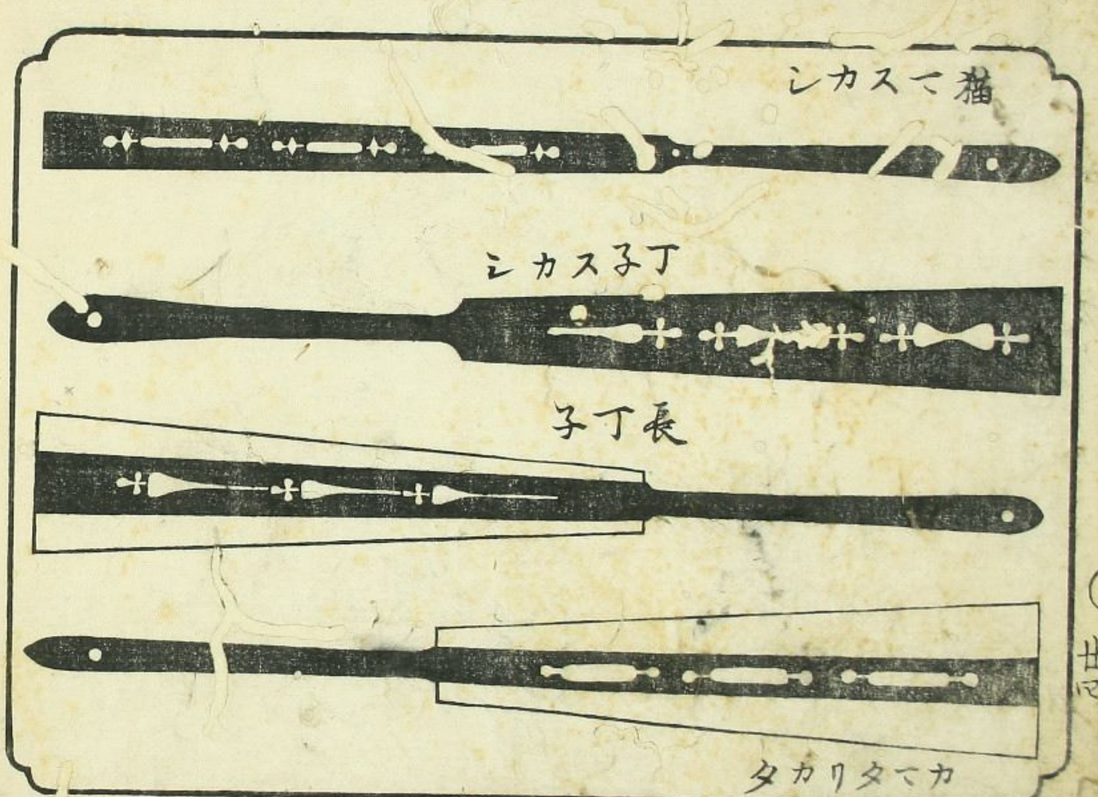
猫ヘスカシ
丁子スカシ
長丁子
カヘタワカタ

三番叟
色ナシ
千歳
乱
クレナイ地キクナガレサイレキヱ

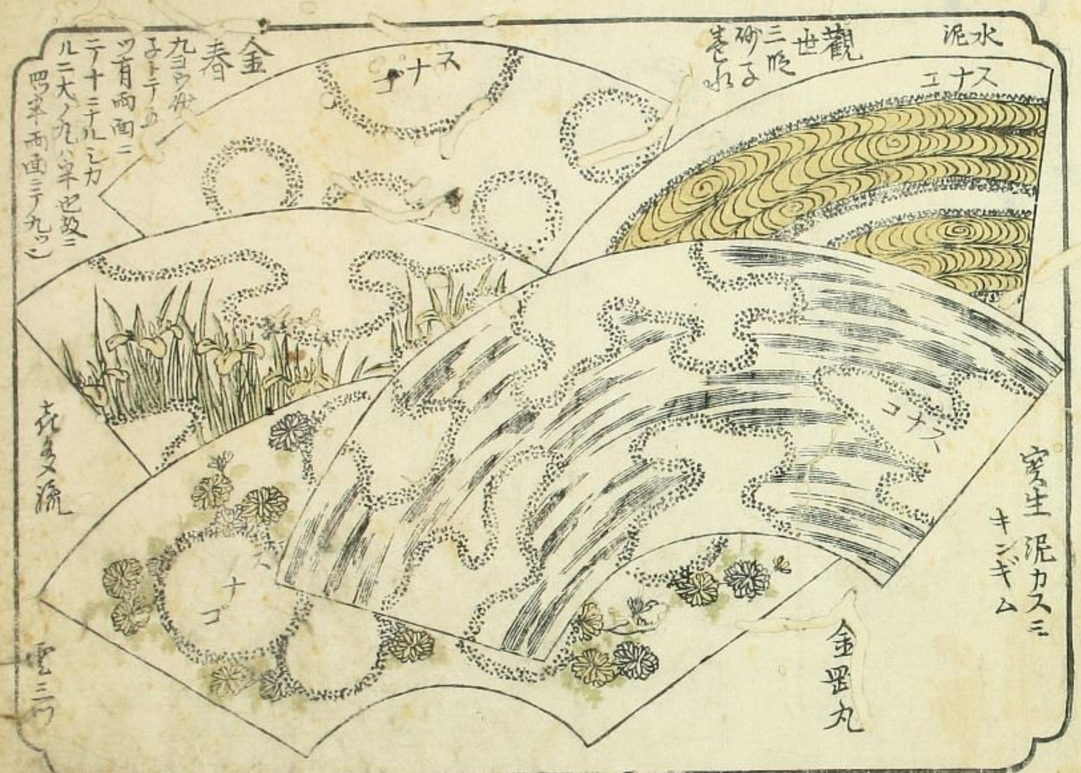
水泥
観世
三陸砂ル巻れ
ナス
ナス
金春
九ヨウ秋ヲトトテ
ツ有両面ニ
テ十三ナルミカ
ルニ大ノ九ハ半巴数ニ
四本一両面三ナ九ツ
ナス
ナス
乾文流
実生泥カスミ
キンギム
金巵丸

宮内省圖書寮

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

宣旨を受て二月廿日下給

平安伊勢菅原[illegible]

宮内省圖書寮

寛政五年癸丑三月發行

京五條通高倉東江入町
書林　北村四郎兵衛
同　庄助

重佳

金龍堂藏板

作者　近江大津入道　西邑蒼龍
画工　勝山琢眼
筆人　南窓武吉幹
彫工　井上永辰